

県民意見提出制度による提出意見とそれに対する県の考え方(対応方針)

「山梨県文化芸術基本条例(仮称)」(素案)

NO.	該当箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
1	全体	この条例が「ある」・「なし」で考えると「あった方がいい」と思う。戦後、日本の文化は、それまでの日本文化を生かすものではなかったと思う。	1	【その他】 本条例は、本県の自然や歴史、風土に培われてきた特色ある文化芸術をはじめ、伝統芸能等の保護、継承及び発展を図るために必要な施策を講ずることを位置づけています。
2	全体	「文化」と「芸術」は似ていて否なるものであり、「文化芸術基本法」でも文化と芸術を連ねた文言に違和感を覚える。「芸術文化」なら少し理解できる。	1	【その他】 国は「文化芸術基本法」において、「芸術文化」は芸術を中心とする文化や芸術そのものを指す場合もあるため、文化全般であることを明確にし、あわせて芸術も前面に出した方が良いとの考えから、「文化芸術」としています。本条例も同様に考えています。